



## 旅館業法・公衆浴場法・興行場法に係る手数料の改定について

令和2年4月1日から、旅館業法・公衆浴場法・興行場法で定められた許可に係る手数料を次のとおり改定いたします。

何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、改定後の手数料は、令和2年4月1日以後に申請・届出のあったものについて適用します。

(例)

3月31日申請→4月6日施設立入  改定前の額を適用  
4月1日申請→4月6日施設立入  改定後の額を適用

手数料名	改定前	改定後
旅館・ホテル営業の許可	22,300円	21,700円
簡易宿所営業の許可	19,100円	18,500円
下宿営業の許可	19,100円	18,500円
旅館業許可の地位承継の承認	7,600円	7,070円
公衆浴場営業許可	23,300円	23,100円
臨時興行場営業許可	8,700円	8,330円
仮設興行場営業許可	8,700円	8,330円
常設興行場営業許可	17,800円	17,600円

(お問合せ)

旭川市保健所 衛生検査課 生活衛生係

TEL 0166-26-5324